

○財務省告示第二百七十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十二年七月七日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年八月五日

財務大臣 野田 佳彦

一	名称及び記号
二	発行の根拠 法律及びその 法律の根拠 法律及びその 法律の根拠
三	振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。 額面金額で二千九百九十四億 円
四	発行方法
五	募入決定の方法
六	発行額
七	払込金額

利付国庫債券（二十年）（第八十
四回、第八十六回及び第九十四
回）及び利付国庫債券（三十年）
（第五回、第九回、第十回、第
十一回、第十八回、第二十一回、
第二十五回及び第三十一回）
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
利回り格差（第十七号に規定す
る利回りに応募した者が加算す
る数値をいう。次号において同
じ。）を競争に付して行われる入
札による発行
各申込みのうち利回り格差の小
さいものからその応募額を順次
割り当てる。
額面金額で二千九百九十四億
円

三千七十四億五千九百九十四億九千

八 最低額面金
九 振替単位

十一 発行価格

五 円
万 円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録による最低額と数の倍の金額によるものとす。平成十二年七月七日発行対象国債ごとの額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}$$

十二 利率
十三 経過利息
十四 払込み

(別表のとおり) 募集の入金の通知を受けた者は、募入決定の通知を受け次第に式による計算額を加え、次の算式による規定する。期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の率前
総額 100 × 各発行対象国債の債額
／ 利子支規定期日発行の発行日
／ 日と回数 (利子を支払う日) 合
／ 365 (日と回数) なる場合

(二) 発行時において、その利率に係る所得税が源泉徴収され、振替口座簿

十四 利 子

中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受けける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期と、算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(次号において規定する期日について同じ)。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五 償還 金額 限度
十六 入札の 基
十七 準とす る
十八 象国債の 対
元利回り 支

(別表のとおり)
額面金額二百円につき百円
平成二十二年七月二日付で日本
証券業協会が発表した公社債店
頭売買取参考統計表に掲載され
た各発行対象国債の平均値の単
利回りとする。
日本銀行

（第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）
二・三%	二・三%	一・七%	一・一%	一・四%	二・二%	二・一%	二・三%	二・〇%	利率（年）	
平成十年四月二十七日	平成十年三月二十七日	平成十年六月二十五日	平成十年三月二十五日	平成十年四月二十五日	平成十年五月二十三日	平成十年三月二十九日	平成十年三月二十八日	平成十年十二月二十七日	償還期限	
三十二億円	八百八十四億円	四百四十九億円	四百十二億円	一億円	八十億円	百億円	二百億円	千百億円	（発行額） （額面金額）	

（別表）

十九 払込者 入札参加者
 二十 払込期日 平成二十二年七月七日
 十九 払場所 財務大臣から通知を受けた者

（（利 第三付 三十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十国 十年庫 五）債 回 券 ）
二 ・ 二 %	二 ・ 三 %
日 年 平 九 成 月 五 二 十 十 一	十 年 平 日 十 成 二 四 月 十 二 八
億 三 円 百 六 十 八	六 十 八 億 円